備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び大阪府警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号及び二の表の備考二において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　りんくう公園

期間	令和八年十一月十五日			
対象特別要人所在施設の所在地	大阪府泉佐野市			
対象特別要人所在施設の区域	大阪府泉佐野市	りんくう往来北及びりんくう往来南（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	大阪府泉佐野市	笠松一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、羽倉崎一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに四丁目、松原二丁目及び三丁目、りんくう往来北（次の図面に示す部分に限る。）並びにりんくう往来南（次の図面に示す部分に限る。）		
	大阪府泉南郡田尻町	りんくうポート北（次の図面に示す部分に限る。）		
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十四度二十五分七・三九秒、東経百三十五度十八分十九・七〇秒の点 二　北緯三十四度二十五分二十三秒、東経百三十五度十七分五十六秒の点 三　北緯三十四度二十五分二十五秒、東経百三十五度十七分三十二秒の点 四　北緯三十四度二十五分十七秒、東経百三十五度十九分九秒の点 五　北緯三十四度二十四分五十九秒、東経百三十五度十六分五十七秒の点 六　北緯三十四度二十四分二十九秒、東経百三十五度十六分五十五秒の点 七　北緯三十四度二十四分五・六一秒、東経百三十五度十七分八・六四秒の点		

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び大阪府警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○法務省告示第八十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年十一月二日

法務大臣　山下　貴司

千葉地方法務局所属　　辻　　好隆

○農林水産省告示第千六百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　　新

一　保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字岩室字辻一一八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字辻一一八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川内九三九・九四四・九八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一九の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　　新

一　保安林の所在場所　大分県竹田市大字神原字振顔野一二〇〇の一・一二〇三・一二一七の一・一二二二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一九の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字振顔野一二〇〇の一・一二一七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　　新

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町平石字川内九三九、九四三、九四四、九四九、九八〇の一、九八〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川内九三九・九四四・九八〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）